

島根地域の緊急時対応の検討事項（仮称）
（案）

平成27年 月 日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付

島根地域ワーキングチーム

（平成27年3月20日より島根地域原子力防災協議会作業部会と変更）

【目 次】

第1 位置付け

第2 島根地域の概要

第3 緊急事態対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置について
国、県及び関係市町の対応体制について
通信手段の確保について
緊急時対応体制の整備について
防災関係機関・実働機関との連携体制について
住民への情報伝達体制について
住民相談窓口の設置

第4 PAZ 圏内の施設敷地緊急事態における対応

松江市内における初動対応、情報伝達について
一般住民の避難方法について
住民（避難行動要支援者）の避難方法について
PAZ 内の医療機関及び社会福祉施設の避難方法について
外国人の避難体制について
観光客等の一時滞在者の避難体制について
PAZ 内の学校・保育所の児童等の避難体制について
施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力
施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力について

第5 PAZ 圏内の全面緊急事態における対応

PAZ 圏内の住民の避難先について
自家用車で避難できない住民について
PAZ 圏内の観光客及び民間企業の従業員について
全面緊急事態で必要となる輸送能力について
PAZ 圏内から避難先施設までの経路について
避難を円滑に行うための対応策（交通整理、避難誘導等）について

第6 UPZ 圏内における対応

UPZ 内における防護措置の考え方について
UPZ 内住民の一時移転等について

一時移転等に備えた関係者の対応について
UPZ 内の医療機関・社会福祉施設の避難先について
UPZ 内の一時移転に必要となる輸送能力の確保について

第7 放射線防護敷材、物資、燃料備蓄・供給体制

PAZ 内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制について
UPZ 内防護措置に備えた放射線資機材の備蓄・供給体制について
物資備蓄・供給体制について
物資集積拠点・一時集結拠点、物資供給体制の整備について

第8 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリング計画の策定について
島根県・鳥取県における環境放射線モニタリング体制について
緊急時モニタリング実施計画について
緊急時モニタリング動員計画について
島根地域の既設固定観測局及び可搬型モニタリングポストの整備について

第9 緊急被ばく医療の実施体制

安定ヨウ素剤について
避難時における避難退域時検査及び除染の実施場所と退域時検査フローについて
緊急被ばく医療体制について

第10 実動組織の支援体制

第1 位置付け

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力発電所から概ね半径30km内の自治体においては、防災基本計画及び原子力災害対策指針による新しい枠組に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化に向けた取り組みが行われている。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や避難行動要支援者対策の具体化等を進めるにあたって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されているところである。そこで、原子力防災会議の下、国をあげて地域の防災計画の充実化を支援するために、内閣府では原子力発電所の所在する13地域ごとに課題解決のためにワーキングチーム^{※1}（以下、「WT」という。）を設置した。

地域防災計画・避難計画が、地域全体として策定された地域については、関係道府県の意向を踏まえた上で、ワーキングチームにおいて、地域防災計画・避難計画や防災基本経過表に基づく関係者の対応等の、地域の防災体制について確認を行うために、地域ごとに「地域の緊急時対応」を取りまとめることとした。

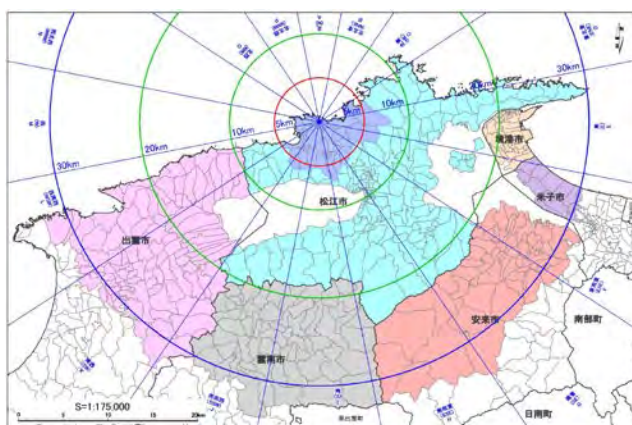
本資料は、島根地域の地域防災計画・避難計画について、これまでの島根地域ワーキングチームでの検討事項を取りまとめ「島根地域の緊急時対応の検討事項（中間とりまとめ）」として整理したものである。

第2 島根地域の概要

島根県及び鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）において、原子力災害対策指針で「原子力災害対策重点区域」とされた、発電所より概ね5km内を目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30km内を目安とするUPZ内の対象地区を定め、各地区の人口や避難行動要支援者数を明らかにした。

島根地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は、島根県松江市1市であり、UPZ圏内は島根県松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県境港市、米子市の6市である。また、PAZ内人口は10,811人、UPZ内は459,934人、原子力災害重点区域内の人口は470,745人である。

【島根地域原子力災害対策重点区域】



予防的防護措置を準備する区域
(Precautionary Action Zone:PAZ)
概ね 5 km 内
島根県：松江市

緊急時防護措置を準備する区域
(Urgent Protective action planning
Zone:UPZ)
概ね 5～30 km 内
島根県：松江市、出雲市、安来市、
雲南市、
鳥取県：境港市、米子市

島根地域では、島根県の関係 4 市、鳥取県の関係 2 市と避難先となる島根県、鳥取県内の市町村及び中国各県・各市町村等関係者と調整を行い、2 県 6 市がそれぞれ広域避難計画を策定している。

第 3 緊急事態対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置について

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置に即した緊急事態対応体制をとることとする。すなわち、PAZ 内の住民においては、発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、発電所の状態が原子力対策指針に基づく、情報収集事態、警戒事態（EAL1）、施設敷地緊急事態（EAL2）、全面緊急事態（EAL3）の段階に応じて、避難等の予防的な防護措置を実施するものとする。

UPZ 内の住民については、全面緊急事態となった際には、放射性物質の放出による汚染を防止するために予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。

放射性物質が周辺環境へ放出された場合は、緊急時の環境放射線モニタリング等による測定結果を、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせて、国と協力して必要な防護措置を実施するものとする。

国、県及び関係市の対応体制について

（1）警戒事態においては、島根原子力規制事務所の防災専門官が OFC に参集し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、資機材の準備等所要の措置を講じ、2 県 6 市と情報共有を図るとともに対応状況を確認する。

（2）施設敷地緊急事態においては、内閣府副大臣又は大臣政務官、審議官及び担当職員の派遣を受け、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を立ち上げ、2 県 6 市との情報共有や対応準備等のため現地事故対策連絡会議を開催する。また、原子力規制庁は、緊急時モニタリングを実施するため、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。

（3）全面緊急事態においては、原子力災害現地対策本部を立ち上げ、2 県 6 市及び関係機関との総合調整を図るための原子力災害合同対策協議会を開催し、住民避難、緊急時モニタリング活動ほか住民防護活動にあたっての情報共有を行い、輸送調整、物資の調達等必要な支援項目を抽出し、必要に応じ原子力災害対策本部への支援要請等を行う。

県は、施設敷地緊急事態の発生を認知した場合には、県災害対策本部を設置し、関係自治体との連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに県内市町村、岡山県、広島県、山口県及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

通信手段の確保について

島根地域では、国及び2県、関係6市と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、専用回線の整備や防災無線や有・無線系、地上・衛星系等による伝送ルートの多様化及び関連装置の二重化などを整備した。また、衛星携帯電話、衛星通信ネットワーク等通信衛星を活用した通信手段を確保する。また、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するための収集・連絡システムや通信網の整備をおこなう。

緊急時対応体制の整備について

両県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、警戒事態が発生した場合に速やかに対応できるよう職員の参集、情報の収集・連絡等が行えるよう緊急参集体制の整備を行っている。

施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するための整備を行った。また、島根県では過酷事象の際にも活動ができるよう島根県災害対策本部の施設に対して放射線防護対策を講じた。また

オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定める。

防災関係機関・実働機関との連携体制について

平常時から国、関係2県6市、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、発電所、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換を行い、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化を行っている。

住民への情報伝達体制の確保について

国と自治体間の情報共有ができるように国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）、原子力規制庁緊急時対応センターと島根県、鳥取県と関係6市に設置した災害対策本部の間に会議ができるようにテレビ会議回線を含む連絡体制の確保や中央防災無線、衛星携帯電話などを使用した連絡体制も確保している。

また、住民への避難指示等が円滑に行えるよう広報車、防災行政無線、防災メール、ホームページ等の情報提供手段が取れるように配備している。

住民相談窓口の設置について

県及び市は、住民からの問い合わせ等に対応するために相談窓口を設置する体制を整えている。

第4 PAZ 内の施設敷地緊急事態における対応

松江市内における初動対応、情報伝達について

島根県及び松江市は、島根原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報を報道機関や広報車、防災行政無線、防災メール、ホームページ等の住民広報を通じて住民へ

適切に周知する。

一般住民の避難方法について

自家用車による避難が可能な者は、地区ごとに定められた避難ルートを経由して目的地となる避難経由所に向かう。バス等による避難を行う者は、徒歩で一時集結場所に集結し、県が確保したバスにより避難経由所に向かう。避難経由所到着後、避難所説明要員の指示に従って、避難所へ移動する。

住民（避難行動要支援者）の避難方法について

自家用車、バス避難が可能な避難行動要支援者は、家族もしくは支援者の支援を受け自家用車もしくはバス等によって、避難経由所に避難する。これらの方法が困難な者は市や地区等の災害対策本部に支援要請を行い、屋内退避を継続して救助を待つ。

避難行動要支援者は、避難経由所に到着後、生活環境に特段の配慮が必要な者については、広域福祉避難所に避難する。

PAZ 内の社会福祉施設及び医療機関の避難方法について

社会福祉施設については、各社会福祉施設にて定められた避難計画に従って広域福祉避難所へ直接広域避難を行う。

医療機関については、各病院で定められた避難計画に従って避難する。入院患者については、島根県が病院の機能や病床種別に応じた避難先病院を選定し避難を行う。

避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、県が国、関係機関の協力を得て確保する。

外国人の避難体制について

外国人への情報発信は、しまね国際センター（災害時多言語支援センター）や民間国際交流団体等と連携して情報提供に努める。

外国人の避難方法については、一般住民の避難体制と同様とする。

観光客等の一時滞在者の避難体制について

観光客については、発電所において事故が発生し、原子力災害に至る可能性がある場合、速やかに報道機関、観光施設、観光関連団体、公共交通機関等、市が利用できる情報伝達手段により情報の周知を行うと共に、自家用車若しくは公共交通手段によって早期に帰宅するように求める。公共交通手段が停止した場合等、独自で避難することができない場合は、観光施設より近隣の一時集結所に集結し、一般住民と同様の避難先に避難する。

PAZ 内の学校・保育所の児童等の避難体制について

各学校等において、生徒、児童、園児等を保護者に安全に引き渡すことを目的として、各学校等において定めた原子力災害時対応マニュアルに従い対応する。

避難の方法として、警戒事態となった場合、速やかに保護者に生徒等を引き渡す。

施設敷地緊急事態となった場合、学校に残っている生徒等は、PAZ 外の「緊急退避所」に市が優先的に確保したバスによって退避し、保護者の迎えを待つ。保護者の迎えが間

に合わない場合は、各学校等がある地区ごとに割り当てられた避難先に広域避難を実施し、避難先で生徒等を保護者に引き渡す。

施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力について

住民の避難については、自家用車による避難を基本としている。バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、国、関係機関の協力を得て確保し、一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

第5 PAZ 内の全面緊急事態における対応

PAZ 内の住民の避難先について

島根地域の PAZ 内を 4 地区に分け、鹿島地区、生馬地区、古江地区の住民の避難先は、島根県大田市に、島根地区については、島根県奥出雲町に避難先を確保している。

自家用車で避難できない住民について

PAZ 内の住民の避難は、自家用車若しくは、自家用車への同乗を基本としている。

自家用車で避難できない住民については、各地区で定めている一時集結場所に集合してバスによる避難を行うものとする。

PAZ 内の観光客及び民間企業の従業員について

PAZ 内の観光施設は、佐太神社や温泉施設、海水浴場等 7 か所について、入場ピーク月の入場者数を 1 日当たりの平均値として目安を算出し、月間約 2,800 人とした。

PAZ 内の民間企業の事業者数と、従業員数の把握と避難手段の確保については、今後の検討課題とする。

全面緊急事態で必要となる輸送能力について

住民の避難については、自家用車による避難を基本としている。バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、国、関係機関の協力を得て確保し、一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

PAZ 内から避難先施設までの経路について

PAZ 内から避難先施設までの避難経路については、鹿島地区、島根地区、生馬地区、古江地区についてそれぞれ以下のように定めている。

鹿島地区 →島根県大田市



島根地区 →島根県奥出雲町



生馬地区 →島根県大田市



古江地区 →島根県大田市



避難を円滑に行うための対応策（交通整理、避難誘導等）について

住民の避難が必要となった場合は、自家用車やバスなどの避難車両による避難が円滑に行われるよう、避難先や避難経路に関する広報と交通規制を実施する。

また、避難住民の受入が円滑に行われるよう、一時集結場所の開設や避難者の避難誘導・受付や避難車両の調達を行う。

第6 UPZ 内における対応

UPZ 内における防護措置の考え方について

UPZ の住民については、全面緊急事態において、屋内退避を行う。

放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 以上の区域を特定し、当該区域の住民は概ね 1 週間以内に一時移転する。

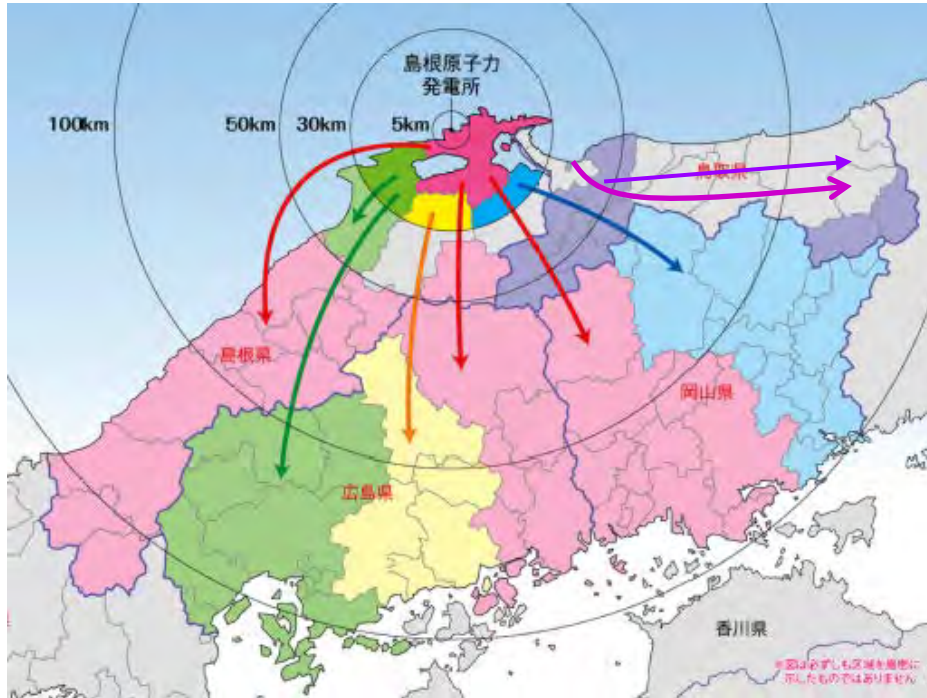
UPZ 内住民の一時移転等について

島根地域では、避難時の混乱を避け、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うため、島根県は、岡山県、広島県の協力を得て、平成 24 年 11 月に「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定した。

また、一層の連携の強化を図りつつ、それぞれの役割を明確にし、計画の実効性を高め、円滑な住民避難に資することを目的とし、平成26年5月に「原子力災害時等における広域避難に関する協定」を締結した。

鳥取県については、境港市、米子市とも、鳥取県内市町村に避難することとし、広域避難計画を策定した。

【島根地域 UPZ 内住民の一時移転先】



【島根県広域避難計画】

広域避難の流れ

東京電力(株)福島第一原子力発電所での原子力災害を受け、島根県では、島根原子力発電所から30km圏内の県内4市(松江市、出雲市、安来市、雲南市)の避難先などを具体的に定めた広域避難計画を策定しました。

避難の流れ(イメージ)

一般住民のみならず、自宅等におられる援護が必要な人

社会福祉施設などの入所者

広域福祉避難所とは？
在宅要援護者や社会福祉施設に入所している人が、一時的に避難する施設です。冷暖房設備、多目的トイレ(輪がけ専用トイレ)など、一般の避難所より生活環境が整っています。

広域避難計画作成に当たっての基本的な方針

- 住民や防災関係者等への情報伝達が確実に行えるよう体制を整えるとともに、避難先及び避難ルートをあらかじめ明示すること。
- 段階的避難指示等がなされるものと想定し、大量の放射性物質放出前の避難完了を目指すこと。
- 災害時要援護者(在宅要援護者、社会福祉施設入所者、病院入院患者等)の安全かつ迅速な避難を図ること。

病院などの入院患者

バス、福祉車両、救急車、ヘリコプター、自衛隊車両など

病院

島根県は松江市、出雲市、安来市、雲南市とともに、今後も、国や避難先となる自治体等と連携し、避難先地域での避難の受入や、避難する住民のみさんへの支援が十分に行えるよう、体制を整えていきます。

島根県 原子力安全対策課 H26.1

島根県のUPZ内4市の避難方法は、一時集結所や自宅から避難先市町村にある避難経路所に向かい、避難経路所で避難所の開設ができたところから避難所への振り分けを行う。在宅要支援者については、避難先市町村の広域福祉避難所に避難したのち社会福祉施設等に避難させる。

【鳥取県広域避難計画】



鳥取県では、原子力発電所に近い地域から20km圏内区域、20～25km圏内区域、25～30km圏内区域に分けて段階的に避難を行う。避難方法は、自家用車により避難所に向かう方法と、一時集結所に集合し県等が手配したバス等の準備車両により避難所に向かう方法がある。在宅の避難行動要支援者の避難については、一般住民と同様にまずは広域避難所へ避難した後、必要に応じて広域福祉避難所に避難することとしている。

一時移転等に備えた関係者の対応について

島根原子力発電所で発生した事故等について、原子力災害につながる恐れがあると鳥根県が判断した段階（鳥根県対策会議設置時）以降、鳥根県は、関係する自治体、防災関係機関及び県内市町村及び中国各県に対して、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行い、避難が円滑に行われるよう一時集結場所の開設や避難者の避難誘導、避難所の受付や避難車両の調達を行う。

鳥取県では、UPZ内で避難指示が出された場合は、県や市は住民に対して避難指示を広報し、住民を一時集結所に避難誘導し、避難所の所在、災害の概要等避難に資する情報を提供する。

UPZ 内の医療機関・社会福祉施設の避難先について

島根県の医療機関・福祉施設の避難先については、広島県、岡山県、山口県にも協力を得てあらかじめ登録しておき、避難指示が出されてから島根県が災害拠点病院等を通して受け入れ先を決めてから避難を開始する。

鳥取県では、社会福祉施設等の入居者については、県内のマッチング施設へ避難を行うこととしているが、長時間移送困難者については、UPZ外（30～50km 圏）施設へ一時避難した後、順次、東・中部に避難する。病院の入院患者については、基本的には県内のマッチング先施設に移送するが、患者の容体等に配慮した上で最終的な収容先を決定する。

一時移転等を行う際の情報伝達について

両県及び関係 6 市は、島根原子力発電所、国等関係機関との情報連絡を行うための通信連絡体制を整備し、避難及び避難準備等の情報が住民に対して確実に伝わるよう、防災無線、広報車、CATV、防災メール等複数の手段により住民広報を行う。

県外への避難を行う場合の避難先調整について

島根県では、UPZ 内約 40 万人の広域避難計画の実効性の向上のため、広島県、岡山県の協力を得て県内 UPZ の 4 市（松江市、出雲市、安来市、雲南市）の避難先を岡山県、広島県内の市町村として、地域コミュニティ維持や円滑な住民支援を行うため、一定の地域単位で避難ができるようあらかじめ避難先を選定し避難体制を整えた。

UPZ 内における在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の防護措置について

島根県では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校については、平成 26 年 5 月に「学校危機管理の手引き（原子力災害発生時の対応編）」を各施設に提示した。島根県内の県立学校、松江市内、安来市内の学校については、すべての学校で避難計画の策定が完了している。保育所については、平成 26 年 3 月に「原子力災害対策時対応マニュアル」を各施設に提示し、それをもとに 96.3%（平成 27 年 3 月時点）が避難計画を策定している。全ての保育所、学校等の避難計画の策定が完了するように指導を継続する。

鳥取県においても、県が「原子力災害発生時における学校・保育所・幼稚園の避難計画作成マニュアル」提示して、全ての保育所、学校等の避難計画の策定が完了するように指導を継続する。

在宅の避難行動要支援者については、今後、支援者の有無の確認を行うなど避難の動向を把握し、バス等の避難車両の確保、資機材の整備、要支援者の支援体制を構築し、安全、迅速、確実な避難の確保を図るための検討を行う。

UPZ 内の一時移転に必要な輸送能力の確保について

バス等の避難手段について、県が国、関係機関の協力を得て確保し、関係市と連携しながら手配する体制を整備する。

第7 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄、供給体制

PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制について

PAZ内7か所の施設に放射線防護対策を施し、屋内退避を継続する避難行動要支援者と職員に対する食糧の備蓄体制を整える。

UPZ内防護措置に備えた放射線資機材の備蓄・供給体制について

原発から概ね10km圏内に所在する病院1施設、社会福祉施設等の13施設など、避難行動要支援者が屋内退避に使用する施設や、原子力災害時に拠点となる施設について、計画的に放射線防護対策を施すとともに、資機材の整備や食料の備蓄の体制を整える。

鳥取県内においても、避難行動要支援者が屋内退避等に使用する施設として、病院2施設、社会福祉施設2施設に放射線防護対策を実施。

物資備蓄・供給体制について

国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への輸送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として輸送事業者等の施設を活用するための体制整備を行う。

物資集積拠点・一時集結拠点、物資供給体制の整備について

屋内退避時や広域避難先への物資の供給体制について、適切な場所を物資集積拠点として選定し、物資供給体制を整備する。

第8 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリング計画の策定について

原子力災害対策指針等に基づき、国、関係地方公共団体、中国電力（株）及び関係指定公共機関の協力を得て、現行のモニタリング計画について、計画の位置づけやモニタリング体制の見直し等を行い、新たなモニタリング計画を策定することとする。

島根県・鳥取県における環境放射線モニタリング体制について

原子力災害対策重点区域及び周辺地域住民の安全を確保するため、安全協定に基づく環境放射線の常時監視を実施する。

緊急モニタリング実施計画について

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（原子力災害対策本部）の総括のもと緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）が設置される。

島根県では、緊急時に迅速に対応できるように緊急時モニタリングセンターの体制を整理した。

【緊急時モニタリングセンターの体制】

警戒事態		施設敷地緊急事態以降	
島根県モニタリング本部		緊急時モニタリングセンター (国設置)	
グループ・班	業務内容	グループ	
本部長 (島根県原子力環境センター長)	○島根県モニタリング本部の総括、指揮	センター長 (原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長)	
副本部長 (島根県保健環境科学研究所長)	○本部長の補佐又は代行	センター長補佐 (島根県原子力環境センター長)	
総務グループ (4人)	○モニタリング本部の庶務	企画調整グループ ※「島根県モニタリング本部」企画評価グループ及び総務班を移行し、原子力規制庁、鳥取県、関係指定公共機関、及び原子力事業者が加わる。	
企画評価グループ (8人)	○初動モニタリング内容の検討・作成 ○放射性物質の拡散予測 ○環境放射線情報システムによる情報の表示、監視 ○モニタリング結果の妥当性チェック、評価		
情報収集管理グループ (11人)	○モニタリング結果のとりまとめ ○機動モニタリング班、各地域班等との通信連絡 ○モニタリング本部内の情報伝達の一括処理、情報共有	情報収集管理グループ ※「島根県モニタリング本部」情報収集管理グループを移行し、原子力規制庁、鳥取県、関係指定公共機関、及び原子力事業者が加わる	
測定分析グループ (70人)	試料計測班	○環境試料の前処理、測定等	測定分析担当 ※「島根県モニタリング本部」測定分析グループを移行し、原子力規制庁、鳥取県、関係指定公共機関、及び原子力事業者が加わる。
	機動モニタリング班	○可搬型モニタリングポスト等の設置、回収 ○車両による定点サーベイ ○環境試料の採取 ○要員の個人被ばく線量の管理	
	地域班	○可搬型モニタリングポスト等の設置、回収 ○車両による定点サーベイ ○要員の個人被ばく線量の管理	

緊急時モニタリング動員計画について

島根県モニタリング本部には、県や県内関係市、中国電力、国等の協力を得て、県のモニタリング本部要員として95人を確保している。

その他、鳥取県モニタリング本部においても必要な要員を確保している。

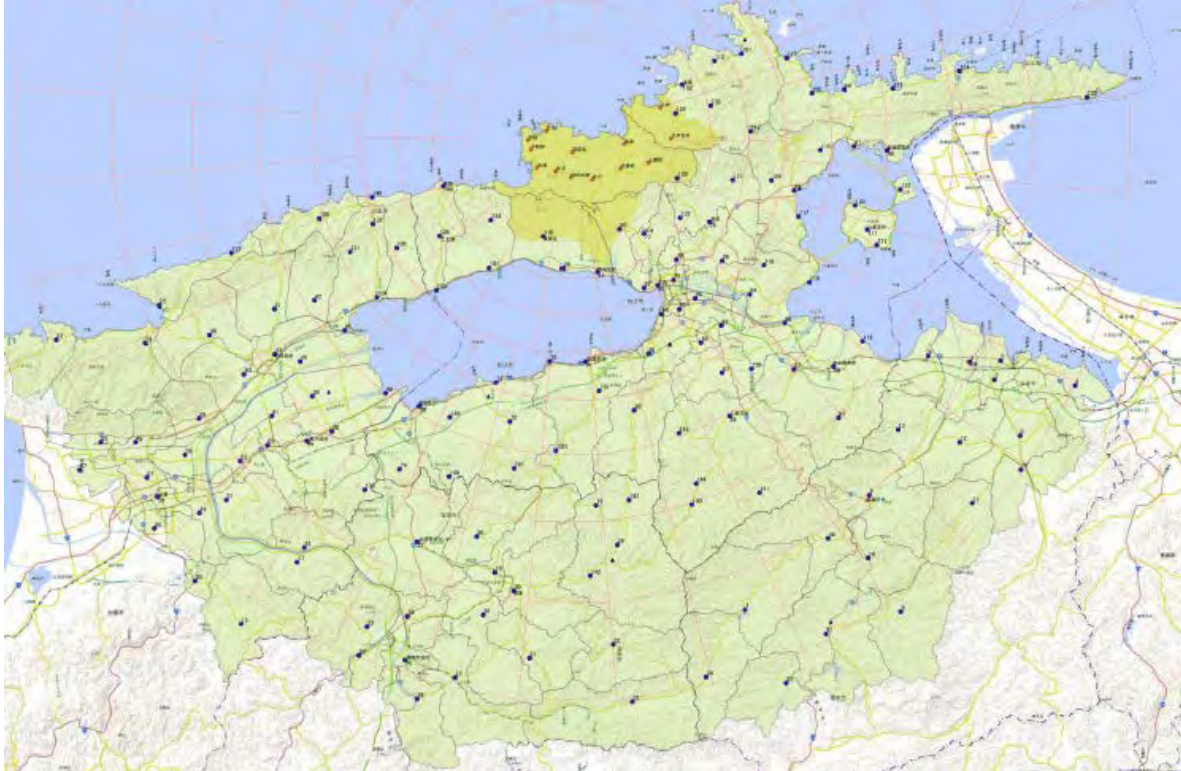
島根地域の既設固定観測局及び可搬型モニタリングポストの整備について

島根県及び鳥取県では、モニタリングポストの整備計画をまとめ、計画に従って順次整備を行う。

【島根県モニタリングポスト整備計画】

区分	地点数	整備案	備考
既設	35	固定局 24 基	NaI (BG~10 μ Gy/h) IC or Si 半導体 (~100mGy/h) ※IC の測定範囲は一部 1mGy/h
		可搬型モニタリングポスト 11 台	NaI (BG~10 μ Gy/h) Si 半導体 (~100mGy/h)
今後	46	可搬型モニタリングポスト (固定化)	
設置	82	簡易型モニタリングポスト (新規整備) ※整備計画 H26年度 15 台 H27年度 67 台	Si 半導体 (0.1 μ Gy/h~10mGy/h)
合計	163		別に予備 7 台 (可搬型)

【島根県モニタリングポスト配置図】



鳥取県では、モニタリングポストを配備済み。

【鳥取県モニタリングポスト配備状況】

	局数	稼働状況等	区分
固定局	2	常時モニタリングを実施	平常時体制
可搬型	22	3 常時モニタリングを実施（交番・駐在所に配備）	
		7 常時モニタリングを実施（公民館に配備） 電光表示器にて線量を表示し、住民啓発用として活用	
	12	緊急時モニタリング用に西部総合事務所（米子市）に配備	緊急時対応

【鳥取県モニタリングポスト配置図】



第9 緊急被ばく医療の実施体制 安定ヨウ素剤について

島根県では、平成26年4月「安定ヨウ素剤の配布・服用に関する検討委員会」を設置し、配布、服用に係る課題について検討を開始し、「安定ヨウ素剤の配布・服用に関する意見書」をまとめ、これをもとに「島根県安定ヨウ素剤配布計画」(案)を作成し、現在安定ヨウ素剤の配布について、関係自治体と調整を行っている。

また、「原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談事業」を行い住民の質問等に対応するための体制を整えている。

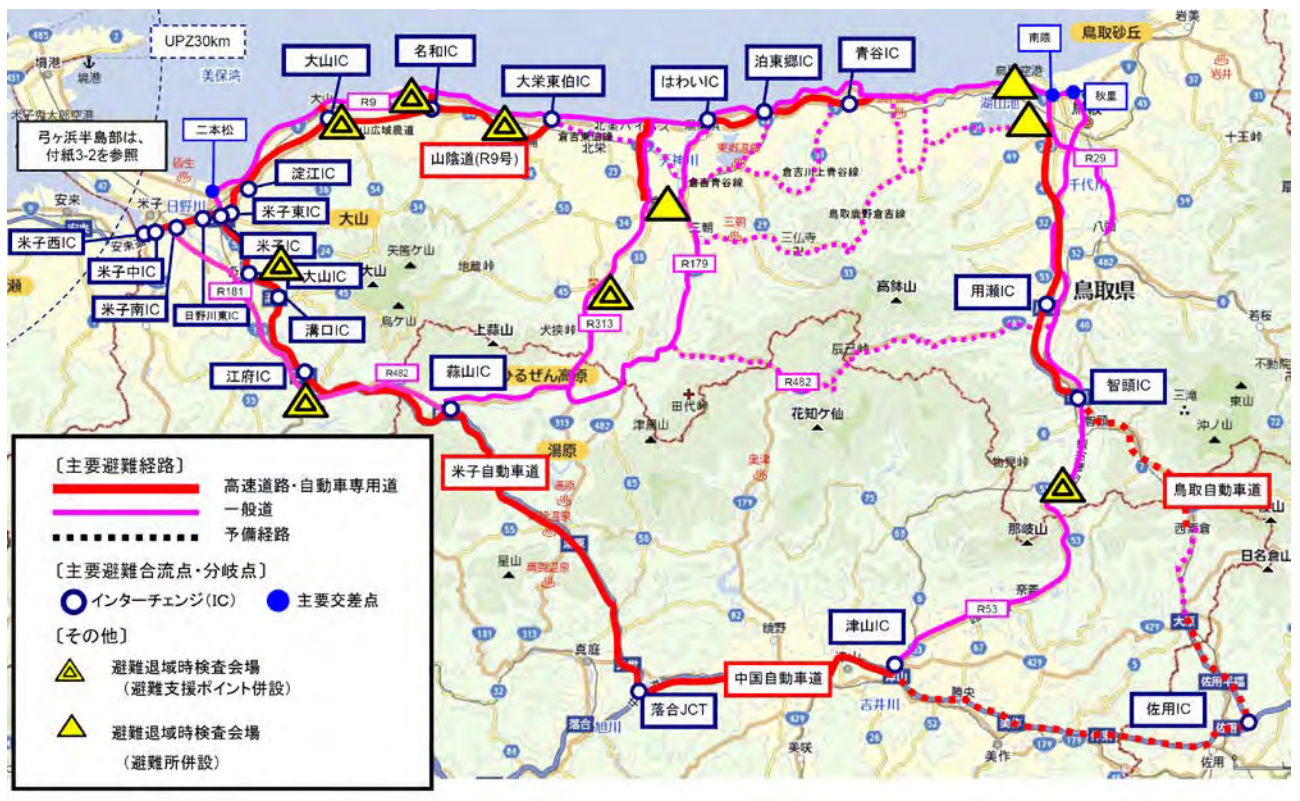
鳥取県では安定ヨウ素剤について、UPZ 圏内の住民及び防災従事者3回分の服用数量を整備(平成26年3月末現在)し、一時集結所、小・中学校、高校、高等専門学校、調剤拠点薬局等に備蓄している。

避難時における避難退域時検査及び除染の実施場所と退域時検査フローについて

島根県では、主要な避難経路に応じ重点区域境界周辺での汚染検査及び除染の実施場所の検討を行うとともに、汚染検査及び除染に係る体制の整備・手順書の検討を行っている。

鳥取県では、避難退域時検査会場を設定しており、汚染検査及び除染に係る体制の整備・手順書の検討を行っている。

【鳥取県避難退域時検査会場図】



緊急被ばく医療体制について

島根地域では、緊急時の医療体制の充実を図るため、緊急被ばく医療派遣チームの要請手続についてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備、放射線障害に対する医療を実施するための資機材等必要な準備を整えておく。

島根県では、被ばく医療機関を・・・。

鳥取県では、県内の医療機関を初期被ばく医療機関として14機関、二次被ばく医療医療機関として2機関指定している。今後、国の検討チームにおいて、緊急被ばく医療の在り方も含めて、原子力災害医療体制の検討がなされるため、この検討結果も踏まえ、対応を行っていく。

第10 実動組織の支援体制

実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）の支援体制については、不測の事態の場合に国、県及び関係市からの要請により、実動組織は各種支援を必要に応じて、かつ可能な範囲で実施することとしている。

以上

島根地域ワーキンググループ開催記録

- 第1回 平成25年10月25日 避難計画の策定状況について
- 第2回 平成26年1月16日 第3回原子力防災会議の状況報告
避難手段・避難ルートについての考え方等
O I Lに基づき避難範囲を特定する際の考え方等
- 第3回 平成26年5月16日 避難計画の充実に向けた当面の課題について
・避難手段の確保
・要支援者避難のしくみ
- 第4回 平成26年10月7日 川内地域の緊急時対応について
国における原子力防災体制の見直しについて
島根地域における課題
原子力防災訓練について
- 第5回 平成26年11月17日 原子力防災訓練の検証
島根地域における防護措置実施区域とモニタリング体制
「川内地域における緊急時対応」に対するQ&A
避難行動要支援者など対象者の把握調査
- 第6回 平成27年3月26日 平成26年度島根地域ワーキングチームの取り組みについて
島根地域の緊急時対応中間とりまとめ（案）について
「地域原子力防災協議会」について

島根地域ワーキングチーム名簿

島根県防災部原子力安全対策課
島根県地域振興部交通対策課
島根県健康福祉部健康福祉総務課
島根県健康福祉部医療政策課
中部方面総監部 防衛部防衛課運用班
第13旅団 司令部第3部防衛班
海上保安庁 第八管区海上保安部境海上保安部
島根県警察本部警備第二課
島根県警察本部交通規制課
松江市防災安全部原子力安全対策課
出雲市総務部防災安全課
安来市総務部危機管理課
雲南市総務部危機管理室
鳥取県危機管理局原子力安全対策課
鳥取県地域振興部交通規制課
鳥取県福祉保健部長寿社会課
鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課
鳥取県生活環境部衛生環境研究所
鳥取県警察本部警備第二課
鳥取県警察本部交通規制課
米子市総務部防災安全課長
境港市市民生活部自治防災課
内閣府原子力防災専門官（島根担当）
資源エネルギー庁 原子力発電立地対策・広報室
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付